

広島県告示第二二三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県三次市吉舎町字清綱地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
清綱（二八〇二、一二七六六）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
清綱（二八〇四、三六二二）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
清綱（三六一七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
清綱（三六一七隣一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
清綱（三六一七隣二）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
清綱（一二七六六隣）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
清綱（一二七六七隣）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
清綱（一二七七一、一二七八五）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
清綱（一二七九七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
清綱（一二七九七隣一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

清綱(二二七九七隣二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	清綱(二二七九七隣二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
清綱(一二七九七隣三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	清綱(一二七九七隣三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝川(一三六)	土石流	次の図のとおり	滝川(一三六)	土石流	次の図のとおり
滝川(一三六隣a)	土石流	次の図のとおり	滝川(一三六隣a)	土石流	次の図のとおり
滝川(一三六隣b)	土石流	次の図のとおり	滝川(一三六隣b)	土石流	次の図のとおり
滝川(一三六隣c)	土石流	次の図のとおり	滝川(一三六隣c)	土石流	次の図のとおり
滝川(一三六隣d)	土石流	次の図のとおり	滝川(一三六隣d)	土石流	次の図のとおり
滝川(一三六隣e)	土石流	次の図のとおり	滝川(一三六隣e)	土石流	次の図のとおり
桜川(一三七)	土石流	次の図のとおり	桜川(一三七)	土石流	次の図のとおり
清綱(一四七隣a)	土石流	次の図のとおり	清綱(一四七隣a)	土石流	次の図のとおり
清綱(一四七隣b)	土石流	次の図のとおり	清綱(一四七隣b)	土石流	次の図のとおり
清綱(一四七隣c)	土石流	次の図のとおり	清綱(一四七隣c)	土石流	次の図のとおり
清綱(五一〇二隣)	土石流	次の図のとおり	清綱(五一〇二隣)	土石流	次の図のとおり
清綱(五一〇二隣)	土石流	次の図のとおり	清綱(五一〇二隣)	土石流	次の図のとおり
清綱(五一〇二隣)	土石流	次の図のとおり	清綱(五一〇二隣)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。